

和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱

[沿革] 平成19年7月17日（制定）

（目的）

第1条 この要綱は、県内の建設業者及び建設関連業者等（以下「建設業者等」という。）が製造する建設資材及び製品、県内の建設業者等が開発した新工法並びに自然環境共生の促進に資する技術及び工法に対し、公共事業における活用の拡大を図ることにより県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とし、知事が行うけんさんびん登録制度に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、けんさんびんとは、県産建設資材、県産新工法及び県土保全環境技術をいう。

2 この要綱において、県産建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き製造業を営む企業、組合等の建設資材又は製品
- (2) 県内で主たる工程が施されている建設資材又は製品
- (3) 県内の森林で生産され、県内で製材又は加工された紀州材
- (4) 県内で生産された素材が過半数を占める建設資材又は製品

3 この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

4 この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

- (1) 県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法
- (2) 県産建設資材を主材料とする技術及び工法
- (3) 紀州材を有効利用できる技術及び工法
- (4) 県産認定リサイクル製品を有効利用できる技術及び工法

5 この要綱において、要支援けんさんびんとは、本制度により登録を受けたけんさんびんのうち、登録の有効期間中に利用実績がなかったものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、公共事業においてけんさんびんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんびんについては、利用実績が無かった原因を必要に応じて調査するものとする。

（登録申請）

第4条 けんさんびんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

(登録)

第5条 知事は、登録の申請があった場合には、審査項目について、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとする。

2 知事はけんさんぴん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

3 けんさんぴん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。

(登録の更新)

第6条 登録の有効期間は、登録日より3年間とする。

2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。

3 知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。

(1) 登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんぴん登録台帳を更新する。

(2) 登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんぴんとしてけんさんぴん登録台帳を更新する。

4 知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

5 前項の規定による登録の有効期間は、更新日より3年間とする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

(1) けんさんぴんに該当しなくなったとき。

(2) 登録更新の申請をしなかったとき。

(3) 登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。

(4) その他けんさんぴん登録として適当でないことを認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんぴん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。